

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第3回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和5年11月9日(火) 午前10時00分から午前10時50分まで
3 開催場所	本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事(兼)調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 上下水道管理局长 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主事 岩崎慎平 水道工務課長 市川浩司 子育て推進課長 小林泰子 営繕課長 利藤浩一
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 鋼構造物の3件の工事の参加者が全て同一の1者のみとなっていますが、参加可能な業者数を教えてください。

(事務局)

A 3件の工事は鋼橋の修繕で、実績を有する業者が少ないため、当初から入札参加可能な業者の所在地要件を東海三県内本・支店業者まで拡大して公告しておりますが、市内本店業者である1者のみの応札となっています。また、三重県や県内他市においても、同様の案件については応札者が少ない状況となっています。

(委員)

Q 県内で同種工事の実績を有する業者はどのくらいいるのでしょうか。

(事務局)

A 県内では調査はしていませんが、今回の工事より大規模な橋梁の架設工事の実績は東海三県内本・支店業者では15者以上あることは把握しています。

(委員)

Q 入札中止・不調となった案件は業務委託がほとんどですが、入札・不調となった原因について事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業務委託について、再発注時に落札に至っていますが、応札業者は全て市内支店業者であり、初回発注時から参加可能な業者でありました。市内支店業者が対象の業務委託が発注される頻度が低いため、これらの業者は初回発注時に公告を見落とししたものと考えます。

一身田豊野地内ため池(今井池)の案件については、初回発注時は市内本店業者のみを対象としていましたが、応札がありませんでした。再発注時は市内本・支店業者を対象としましたが、市内本店業者は予定価格の100%で応札を行っていることから、設計金額が安かったため、参加意欲が低かったものと考えます。

建築関係コンサルタントの不調については、同時期に不調となった案件以外にも多数の案件を発注したため、応札があったものの技術者を配置できなくなり、全者が無効となり不調となったものです。このことから、発注時期や発注件数が不調の原因であると考えます。

(委員)

Q 技術者が配置できなくなることについて、業者からの申出で判明するのでしょうか。

(事務局)

A 入札書に業者が同日の開札で落札が可能な件数を記載していますので、事後審査ではなく、開札と同時に判明します。

(委員)

Q 総合評価の案件について、全者がほぼ同額で入札していますが、価格以外の評価点で差がついているので、総合評価は機能していると思います。さらに、工事成績点が高い業者が落札している傾向が見られるので、業者が良い工事成績点を取るよう努力する機運が高まるのであれば、津市としていい傾向だと思います。

一方、気になる点が2点あります。1点目は若手技術者の配置について良いことだと思いますが、若手技術者がいない業者は配置したくても配置できないということになりますが、このことについて業界から何か意見は出ているのでしょうか。

2点目は工事の成績点ですが、5年間の平均で工事成績を評価していますが、5年間良い成績を取り続けなければ良い評価を得られないといった意見や、成績の良かった工事3件の平均にして欲しいといった意見は出ているのでしょうか。

(事務局)

A 若手技術者の配置について業界からの意見はありませんが、結果を見る限りほとんどの業者が配置していないことから、若手技術者がいない建設業界の実情を示しているものと考えています。

工事成績については、工事成績が高い業者が固定化しているという意見は聴いておりますが、工事成績の対象とする期間を5年より短くすると業者によっては成績の評価対象となる工事が無くなってしまうため、5年としています。また、工事成績の評価対象を仮に上位3件とした場合、受注件数が1件しかない業者の場合は工事を選べないという問題もありますし、工事成績点のバラつきが大きかった場合、低い点数を無視して高い点数のみを評価して良いのかという問題もあるため、現在の評価項目としています。

(委員)

我々も建設業界の実情を把握できますので、建設業界からの要望・意見等があれば、教えていただければと思います。

(2) 指名停止措置等の運用状況

(委員)

Q No. 1とNo. 2で指名停止期間が異なるのは、営業停止期間の日数に差があるためでしょうか。

(事務局)

A 委員がお見込みのとおり、営業停止期間に応じて指名停止期間を決定

しています。

(委員)

Q 2件の指名停止期間の始期が同日となっていますが、この2件は関連があるのでしょうか。

(事務局)

Q これらの2者は、建設業法に基づく施工管理技士の資格を不正に取得した者を営業所の専任技術者として配置したり、技術者として工事に配置したことが同時に発覚したものです。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 白山町八対野地内配水管布設工事

(委員)

Q 本件では32者が応札されているのに対し、同種・同規模工事である津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区公共下水道工事については6者しか応札がありませんが、違いはあるのでしょうか。また、取上げた2件の工事について、いずれも安濃建設(株)が落札していますが、工期設定が同時期で比較的規模の大きな工事を並行して施工することは可能なのでしょうか。

(事務局)

A 津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区公共下水道工事は、総合評価落札方式による発注案件であり、工事における積算以外にも、評価項目資料等の作成が必要なことから、業者の受注意欲の有無が応札者数に表れたものと推察します。また、安濃建設(株)は、豊富な施工実績や技術力を有する企業規模の大きい業者であると認識しておりますので、2つの工事を並行して施工することは十分可能であると考えています。

(委員)

Q 高額な工事にも係らず、全者が最低制限価格と同額で応札された結果について、どのように分析していますか。

(事務局)

A 本件のような高額な工事は、業者の受注意欲が高く、落札を取れるよう各者が積極的に最低制限価格を狙う傾向にあります。また、本件を含む土木系の工事については、詳細な工事単価等を記載した工事費積算参考資料を公開していることから、業者において最低制限価格を正確に予測し読み当てることは容易であったと推察しており、全者が最低制限価格と同額で応札できたものと考えております。

(委員)

Q このような高額な工事を発注する場合には、予定価格を伏せるような方策を取ることにはできないのでしょうか。

(事務局)

A 現在、津市としても、予定価格事後公表案件による発注件数の拡大に努めているところですが、今後については、より高額な工事に対しても予定価格事後公表案件を取り入れた工事を発注するよう検討していくとともに、総合評価案件による発注件数も増やしていくことで、改善を図りたいと思います。

(委員)

最低制限価格における応札が集中することに対し、外部の者から見ると、正しく競争が行われているのか違和感を持たれかねないと思います。これまでの入札結果から、業者における積算能力の高さを十分に感じる場所がありますので、予定価格事後公表案件等の発注機会を増やすことで、さらなる競争性の確保に努めていただきたいと思います。

(委員)

Q くじ引きによる落札が散見される中で、例えば、最低制限価格を業者間で共有し応札されているケースがあった場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

A まず、前提として、設計金額（予定価格）の積算基準や最低制限価格を導出するための算式についての情報は、業者側に対しすべてオープンになっている状況です。そのため、業者にとっては、公表されている積算基準や算式に照らせば、予定価格の高低に係わらず、最低制限価格を正確に算出することが可能であり、結果、同額応札によるくじ引き案件が多くなっているというのが現状であります。

したがって、事務局としては、業者間で最低制限価格を共有している認識はなく、業者独自で最低制限価格を算出できているものと考えております。

(事務局)

市場では、工事積算作業を効率化するソフトウェアも出回っていること等からも、業者において最低制限価格を正確に算出可能な手段は他にあり得るものと考えております。

また、最低制限価格の共有については、入札価格の共有に近い行為であると認識されますが、当該行為に関する情報を入手し、当該情報の信ぴょう性が確認された場合、あるいは、独占禁止法に明確に違反していることが判明した場合には、公正取引委員会に対し情報提供又は通報を行い、然るべき対応を取ってまいります。

※ 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

(2) 津市モーターボート競走場スタンド棟改修工事

(委員)

Q 金額も大きく、共同企業体で実施される工事ですが、参加者が1者しかなく、落札率も高いという結果になっています。このような結果になったことについて、事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 本工事は参加要件に実績を付していますが、代表構成員として実績を満たす業者は30者以上あり、第2構成員である市内本店業者は15者ありますので、最大で15JVが結成可能となることから、参加要件のハードルが高かったとは考えていません。

令和2年度にモーターボート競争場の競技棟等新築工事を発注した際には6JVが参加したこともあり、本工事も同程度の数の入札を見込んでいましたが、1者のみの応札となりました。

本工事はレースを開催し、利用者を入場させながら施設を改修していくものであるため、レース中は大きな音を出せない等、一般的な工事に比べ制約が多く工程の調整が困難な工事であることから、業者の受注意欲が低く、落札率も高くなったものと考えています。

※ 本件については、概ね適正に処理されているものと認める。

(3) 津市安濃保育園照明器具取替修繕

(委員)

Q 参加者の入札金額を見ると、1者を除いて入札金額が非常に低くなった理由について事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 修繕については最低制限価格がありませんので、案件によっては極端に低い落札金額になる場合があります。照明器具取替修繕については、過去の入札においても極端に低い落札率になっています。今回の修繕で使用する照明器具は特殊な製品ではなく、市場に出回っているものであるため、安く調達できたのではないかと考えます。また、取替作業についても特殊な製品の設置に比べて容易であることから、作業費を安くできたのではないかと考えています。この2点において、本市の設計金額と業者の見積もった金額に差が生じたものと考えます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

条件付一般競争入札

抽出案件①

件名	令和5年度水工第11号 白山町八対野地内配水管布設工事
業種(格付)	土木一式(配水管工事)
施工場所	津市白山町八対野地内
工期	契約締結日から令和6年2月16日まで
工事概要	配水管布設工 DIP φ 250mm 755. 2m 配水管布設工 DIP φ 200mm 87. 5m 配水管布設工 DIP φ 150mm 0. 4m 配水管布設工 DIP φ 100mm 201. 7m 配水管布設工 DIP φ 75mm 159. 3m 配水管布設工 PP φ 50mm 90. 2m 仕切弁設置工 φ 250mm～φ 50mm 33箇所 消火栓設置工 単口地下式 3箇所 不断水仕切弁設置工 φ 250mm～φ 75mm 6箇所 舗装本復旧工 5, 310m ²
入札方法	条件付一般競争入札
入札日時	令和5年7月11日 午前9時00分
入札参加資格要件	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者</p> <p>(3) 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者</p> <p>(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合)にあつては、当該経営事項審査の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。</p> <p>(5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者</p> <p>(6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者</p> <p>(7) 本市の区域内に本店を有する者</p> <p>(8) 土木一式(配水管工事)に係る格付区分がA1の者</p> <p>(9) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。(専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。)</p> <p>(10) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。(上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいいます。)</p> <p>(11) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。)</p>

令和5年度水工第11号

白山町八対野地内配水管布設工事

予 定 価 格 184,490,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 165,180,000 円(消費税等相当額を除く)

[入札者別の入札金額]

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	安濃建設(株)	165,180,000	落札決定(くじ引きによる)
2	東海土建(株)	165,180,000	
3	吉村工業(株)	165,180,000	
4	(株)三和工務店	165,180,000	
5	坂倉水道(株)	165,180,000	
6	(有)丸新建設	165,180,000	
7	北嶋建設(株)	165,180,000	
8	(有)幸設備工業	165,180,000	
9	(有)牛田水道	165,180,000	
10	(株)マスカワ	165,180,000	
11	(有)前田土木建設	165,180,000	
12	(有)黒田工業	165,180,000	
13	(株)雄建	165,180,000	
14	(株)南山建設	165,180,000	
15	河芸建設(株)	165,180,000	
16	(株)近江建設	165,180,000	
17	(株)ロッシュ	165,180,000	
18	田中土木(株)	165,180,000	
19	(株)佐南組	165,180,000	
20	(株)河合組	165,180,000	
21	金子工業(株)	165,180,000	
22	大和建设(株)	165,180,000	
23	(株)藤谷建設	165,180,000	
24	(株)ティー・エス・ケー	165,180,000	
25	(株)林組	165,180,000	
26	(有)小林組	165,180,000	
27	勢和建设(株)	165,180,000	
28	(株)磯田土建	165,180,000	
29	(株)藤田組	165,180,000	
30	(有)大村建設	165,180,000	
31	(株)藤久建設	165,180,000	
32	本州舗装(株)	165,180,000	

条件付一般競争入札

抽出案件②

件名	令和5年度営事推継第6号 津市モーターボート競走場スタンド棟改修工事
業種(格付)	建築一式
施工場所	津市藤方地内
工期	契約締結日から令和6年8月1日まで
工事概要	改修 防水改修 塗装改修 建具改修 躯体改修 内装改修 ※ 上記に係る建築工事等 一式
入札日時	令和5年9月5日 午前9時00分
	<p>(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者</p> <p>ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者</p> <p>エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項</p> <p>特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。</p> <p>イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。</p> <p>ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。</p> <p>エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一(当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者)でないこと。</p> <p>カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間</p> <p>本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。</p> <p>(4) 代表構成員の資格要件</p> <p>代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。</p> <p>ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(建築工事業)を受けている者</p> <p>ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等(建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。)を有する者</p>

入札参加資格

- エ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者(出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者)カ 官公庁等で発注された、下記の要件を全て満たす工事の元請実績を有する者
(共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とします。)
- (ア) 公営競技場(モーターボート競走場、小型自動車競走場、自転車競技場又は競馬場)の各場内にある下記建築物の改修、新築、改築又は増築工事であること。ただし、外向発売所及び場外発売場は除きます。
- ・モーターボート競走場の場合
モーターボート競走場の施設及び設備の基準を定める告示(平成19年国土交通省告示第439号)第2条から第6条までに記載された、いずれかの施設を含む建築物
 - ・小型自動車競走場の場合
施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準(平成18年経済産業省告示第371号)二から六までに記載された、いずれかの施設を含む建築物
 - ・自転車競技場の場合
施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準(平成18年経済産業省告示第369号)二から六までに記載された、いずれかの施設を含む建築物
 - ・競馬場の場合
競馬法施行令第1条第1項第2号又は第13条第1項第2号に記載された、いずれかの施設を含む建築物
- (イ) 改修工事の場合は契約金額10億1,000万円以上であること。
新築工事の場合は一棟の新築に係る延床面積、改築工事の場合は一棟の改築部分に係る延床面積、増築工事の場合は一棟の増築部分に係る延床面積が4,400m²以上であること。
- (ウ) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、又は鉄筋コンクリート造の建築物に係る建築工事であること。
- キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。(専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。)
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。)
- (5) 第2構成員の資格要件
第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として掲載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(建築工事業)を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。(配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。)

令和5年度営事推継第6号

津市モーターボート競走場スタンド棟改修工事

予 定 価 格 1,144,115,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 1,052,250,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	清水・アイケーディ特定建設工事共同企業体	1,144,000,000	落札決定
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件③

公告日	令和5年7月18日	工事担当課	子育て推進課	
工事名	令和5年度子推第2-2号 津市安濃保育園照明器具取替修繕			
工事場所	津市 安濃町曾根 地内			
工事概要	照明器具取替修繕 LED照明器具 126台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工期	契約締結の日から 令和5年11月13日 まで			
発注業種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年7月28日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年7月28日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年7月25日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年7月28日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和5年8月2日 午後4時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	4,453,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

令和5年度子推第2-2号
津市安濃保育園照明器具取替修繕

予 定 価 格 4,453,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)ワコー	1,240,000	落札候補者
2	(株)山口商会	1,264,000	
3	(有)青木電業	1,320,000	
4	(株)大弘通信システム	1,500,000	
5	(株)カンキョー	1,580,000	
6	(株)アルファ	1,600,000	
7	(株)東伸電工	1,740,000	
8	ミオンエンジニア(株)	3,296,190	
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			